平面図等の作成について

【確認事項】

（1） 部屋の名称（居室・寝室・浴室・洗面所等）は、申請書、住宅改修理由書、見積書、工事前の写真、工事後の写真などと統一すること

（2）部屋ごとの用途を記載すること（寝室等）

（3）家具の位置を記載すること
［例：ベッドや布団の位置］

（4）動線上で伝い歩きをする場合、使用している家具等の位置を記載すること

（5）踏み台やスロープ設置の場合は、図面に寸法を表示すること

（6）段差解消を目的とした工事では、側面図を作成し、段差の高さを記載すること

（7）既存手すりや福祉用具がある場合、図面に配置を記載すること

（8）手すりを設置する場合、補強板が必要であれば、取付けが必要な理由を図面に記載すること
（例：間柱等が無い等）

（9）手すりの取付け及び段差解消の場合は、寸法や高さの記載すること
（写真に記載することも可）

（10）転倒がある場合、転倒箇所を記載すること

荒尾市　太郎　様邸

※ 原則、屋外のみの改修であっても、生活動線を確認するため家屋全体の図面が必要ですが、申請者等の都合により家屋全体の図面が作成できない場合は省略可能です。

※ 部屋ごとの用途を記載すること（寝室等）。

※ 手すりの取付け及び段差解消の場合は、寸法や高さの記載が必要です。

※ 段差解消の場合は、側面図も必要です。

玄関側面図

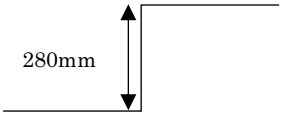

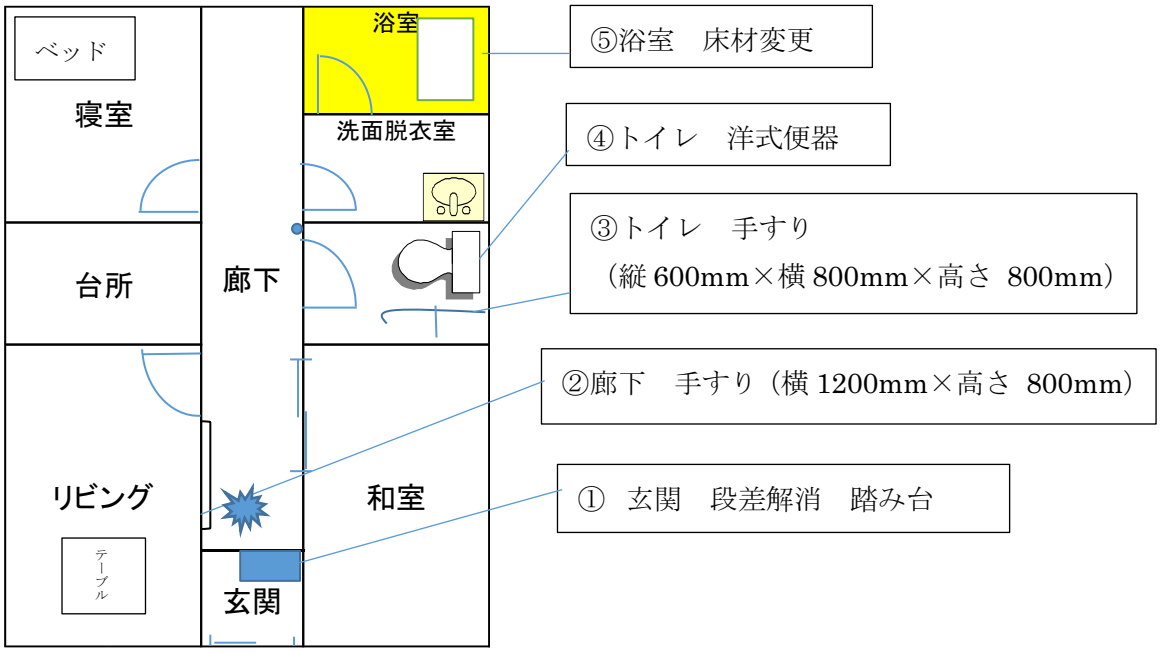
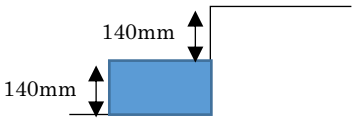
玄関側面図